

～未来へと ぼくらがつなぐ 下水道～

境港市の公共下水道

公共下水道に汚水を流すための工事の手続きや、使用料などについてご案内します。

排水設備をつくりましょう

お住まいの地域に公共下水道が整備され、汚水を流すことができる区域に入ると、皆さ
まに「供用開始」（公共下水道を使えるようになったこと）を文書でお知らせします。

そこで、皆さまには、公共下水道へ汚水を流すための「排水設備」をつくっていただく
ことになります。

◆ 排水設備とは

下水道は、市が道路に埋設して管理する「公共下水道」と、各家庭などから出る汚水を公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。

排水設備は自宅の敷地内に設置する排水管と汚水ますで、個人の負担でつくり、管理をしていただく個人の財産です。

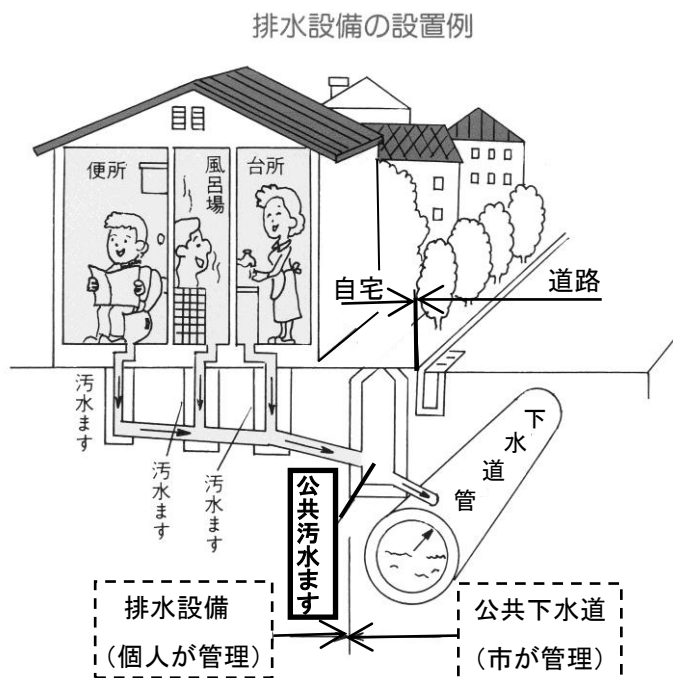
また、「公共汚水ます」は、道路内の下水道管と排水設備をつなぐ汚水ますで、市が個人の敷地内に原則1つ設置して、管理するものです。

◆ 公共下水道につなぎましょう

公共下水道が整備されご自宅が処理区域に入ると、汚水を流す建物については供用開始の日から6か月以内に排水設備を設置することが法律で義務づけられています。

（下水道法第10条、境港市公共下水道条例第4条）

排水設備の設置や水洗トイレへの改造は、原則として、建物の所有者が行うことになって
います。（下水道法第10条）



【公共下水道につなぐ利点】

- ① 今ある浄化槽や、くみ取りトイレの便槽は廃止するので、浄化槽の保守点検料・清掃料・電気代、くみ取り料などの維持費用が不要となります。
- ② 単独処理浄化槽やくみ取りトイレの場合、トイレのし尿だけ処理し、台所など他の汚水はそのまま水路に流しているので、悪臭や害虫の原因となるなど不衛生です。公共下水道につなぐと、水路に流れる汚れが減り、周辺の衛生環境が改善されます。
- ③ くみ取りトイレを廃止すると、便器・便槽の臭いはなくなり、トイレが清潔になります。足腰が不自由な高齢の方なども、安心して水洗の洋式トイレを使うことができます。
- ④ バキューム車で清掃・くみ取りした汚物は、市が多額の税金を使って処理しています。公共下水道につなぐと処理する汚物が減るので、この処理経費を節約できます。

排水設備の工事を依頼しましょう

排水設備の工事は、正しく行わないと、排水管の詰まりや故障の原因になります。
必ず、市が指定した「指定業者」に依頼してください。

◆ 工事は必ず「指定業者」で ※6ページの指定業者一覧表から選んでください。

排水設備工事は、市の「指定業者」でなければ行うことができません。

指定業者とは、必要な知識と技術をもった技術者がいて、安心して工事を任せられる業者を市が指定しています。市に提出する書類の作成・申請なども代行します。工事内容や見積額を確認してから、工事を依頼しましょう。

◆ 工 事 の 手 続 き は

- ① 指定業者が、「排水設備、水洗便所工事計画確認申請書」を市に提出します。
申請書は指定業者が準備します。内容を確認のうえ、署名・押印してください。
- ② 指定業者が工事を行い完了すると、市職員がご自宅を訪問して完了検査を行います。
この検査の際には、申請者（建物の管理者など）の立会が必要です。

排水設備工事資金融資をご活用ください

排水設備をつくるには、多額の工事資金が必要です。市では経済的な負担を和らげるために、無利子の「水洗便所等改造資金融資」のご活用をおすすめしています。
すみやかに工事を行うために、この融資を役立ててください。

◆ 融 資 の 内 容 は

- ① 融資額は、工事代金を上限として、10万円～100万円の範囲内で1万円単位の額です。
- ② 借入利率は「無利子」です。返済方法は最長60月（5年以内）の元金均等返済です。
- ③ 融資をするところは、次の金融機関の境港市内の支店等です。

山陰合同銀行 鳥取銀行 島根銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合

◆ 融資が受けられる人は

- ① 境港市内に住所があり、独立した生計を営んでいる人
- ② 市税などを滞納していない人
- ③ 融資の償還が可能で、申込先の金融機関の取引停止対象になっていない人

◆ 融 資 の 手 続 き は

- ① 排水設備工事を依頼する際に、「融資を希望する」と指定業者へ伝えてください。
- ② 工事の申請にあわせて、融資あっせんを市へ申し込みます。（申請書の提出は指定業者が代行します。）
- ③ 市が融資あっせんを決定してから、申込者が金融機関窓口に出向き、審査を受けます。
後日、金融機関で融資が承認されてから、工事を着工します。
- ④ 市の完了検査に合格して検査済証を受け取ったら、金融機関と融資を契約します。

平成30年5月から、あっせん申込時には、「連帯保証人は不要」になりました。
ただし、金融機関の審査により連帯保証人などを求められる場合があります。

公 共 下 水 道 の 使 用 料

公共下水道を使い始めると、汚水の量に応じて「公共下水道使用料」を支払うことになります。納めていただいた使用料は、汚水进行处理する処理場や下水道管などの維持管理の経費と、施設整備の際に借り入れた費用の返済の一部にあてられます。

◆ 使用水量の決め方

公共下水道の使用水量は、原則として上水道の使用水量（検針の水量）です。

井戸水等を使用する場合は、世帯人数や使用形態などから使用水量を認定します。

◆ 使用料の計算方法

◎料金表（消費税 10%を含む）

令和元年 10 月改定

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料	
基本使用料	20m ³ まで （2か月あたり）	2,860 円	
超過使用料	20m ³ を超え～40m ³ までの分	1m ³ につき	187.0 円
	40m ³ を超え～100m ³ までの分		211.2 円
	100m ³ を超え～200m ³ までの分		271.7 円
	200m ³ を超え～1,000m ³ までの分		319.0 円
	1,000m ³ を超え～2,000m ³ までの分		332.2 円
	2,000m ³ を超える分		344.3 円

◎計算例（2か月の使用水量が 40m³の場合）

基本使用料 20m³まで 2,860 円 ①

超過使用料 20m³を超え～40m³までの分 187.0 円 × 20m³ = 3,740 円 ②

使用料合計(①+②) = 6,600 円

◎使用料早見表（2か月あたり・消費税 10%を含む）

使用水量 20m ³ まで 2,860 円					
使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
30m ³	4,730 円	70m ³	12,936 円	110m ³	21,989 円
40m ³	6,600 円	80m ³	15,048 円	120m ³	24,706 円
50m ³	8,712 円	90m ³	17,160 円	150m ³	32,857 円
60m ³	10,824 円	100m ³	19,272 円	200m ³	46,442 円

◆ 納 付 の 方 法 は

2 か月ごとに上水道の検針があり、この翌月の下旬に納入通知書を送付します。請求月の月末の納期限日までに、金融機関窓口または口座振替で納付してください。

◎便利で確実な「口座振替」を、ぜひご利用ください。

お申し込みは、「境港市税等口座振替依頼書」を市に返信用封筒で郵送してください。

金融機関の窓口で申し込む場合は、通帳・届出印を用意し、窓口にある「境港市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

※郵便局（ゆうちょ銀行）では、口座振替のみ取扱いしています。

※境港市では、水道料金は米子市水道局から、公共下水道使用料は境港市下水道課から、それぞれ別々に請求しています。すでに水道料金の口座振替をしている場合でも、

別に境港市の公共下水道使用料の口座振替を申し込んでください。

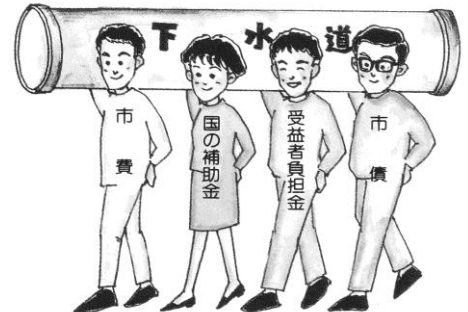
公共下水道整備を支える受益者負担金

住みよいくらしを生み出す公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。この費用は、国の補助金や市の借入金、皆さまが納められた税金、そして、公共下水道の利益を受ける方が負担する「受益者負担金」によってまかなわれています。

◆ 受益者負担金とは

公共下水道は、利用できる地域が限られています。この整備のために市民の皆さんが納めた税金だけを使うことは公平ではありません。

そこで、公共下水道の利益を受ける方々に整備費の一部を負担していただき、整備促進につなげるというのが、「受益者負担金」の制度です。（都市計画法第75条）



◆ 受益者は 申告で決定

公共下水道の整備が終わった地域から順番に、「それぞれの土地に対して一度だけ」受益者負担金を請求します。（公共汚水ますが設置されていない土地も含まれます。）

負担金を納める人「受益者」は、原則として、公共下水道が整備された土地の所有者です。なお、申告により家族・親族、借地人などが受益者となることもできます。

受益者や土地面積などは申告により決定します。市が事前に調べてから、その年に請求する土地の所有者または管理者に、土地の地番や面積などを記入した「公共下水道事業受益者申告書」を6月頃に郵送します。内容を確認したら、負担金を納める人が署名して市に返送してください。その後、負担金を支払う納入通知書は、8月上旬頃に郵送します。

◆ 納める金額は

土地の面積と、市条例で定められた負担区の単位負担金額により負担金総額が決まります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

（例）第7負担区（単位負担金額 420 円/m²）に 330 m²（約 100 坪）をお持ちの場合、

$$420 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 138,600 \text{ 円} \Rightarrow \text{負担金総額 } 138,600 \text{ 円}$$

◆ 納付の方法は

8月上旬に納入通知書を送付します。金融機関窓口または口座振替で、年4期×5年間、計20回に分けて納付できます。

◎お得な一括納付を、ぜひご利用ください。

各年の第1期納期限（8月末日）までに、1年分または残りの全額をまとめて納付すると、「報奨金の交付＝割引」があります。

（第1期分は計算の対象外。前納年度で割引率が変わります。）

期別	納期限
第1期	8月末日
第2期	10月末日
第3期	12月28日
第4期	2月末日

前納年度	5年分	4年分	3年分	2年分	1年分
報奨金の率	20%	16%	12%	8%	4%

（例）負担金 138,600 円を一括で全納（初年度の8月中に全額納付）すると・・・

$$\text{割引額 } 26,200 \text{ 円} \quad (138,600 \text{ 円} - \text{第1期分 } 7,500 \text{ 円}) \times 20\% \Rightarrow \text{支払額 } 112,400 \text{ 円}$$

※口座振替の場合は期別納付のため、一括納付の「報奨金の交付＝割引」はありません。

※請求後に売買などで所有者が変わったときは、「受益者異動申告書」を提出することで受益者を変更することができます。新旧の所有者で協議のうえ、新所有者が受益者となることを希望される場合は、下水道課までお知らせください。

◆ 負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金は、公共下水道が整備された全ての土地に請求されますが、その土地の状況などにより、「減免（全額または一部の支払を免除）」や、「徴収猶予（請求を先送り）」する場合があります。※いずれも受益者からの申請が必要です。

- (1) 減免……公共性の高い私道、墓地、境内地、社会福祉施設、自治会施設など
※減免の割合は、減免事由により定められています。
- (2) 徴収猶予…登記地目及び現況が宅地以外である土地など、受益地または受益者の状況が下記の事由にあてはまる場合

受益者負担金の徴収猶予基準

事 由	徴 収 猶 予 の 期 間	摘 要
農地	農地法第4条及び第5条に規定する許可があった日までの期間又は宅地化するまでの期間	すでに許可済のものは、その転用目的の地目とする。
山林・原野・雑種地等	宅地として使用又は使用できる状況に転用するまでの期間	
災害・盗難・その他の事故	その程度に応じて3年以内	消防署・警察署のり災証明書等が取得できるもの
係争地	受益者の決定（判定）までの期間	訴状の写し等その事実を証する書類を添付すること
生活保護法に規定する被保護者	生活保護法による適用期間	
実状により市長が必要と認める場合	市長が必要と認める期間	

※ 農地を宅地にした場合など、猶予する理由がなくなったときは、すみやかに下水道課へ届出してください。猶予を決定した時の負担金額を請求します。

※ 猶予されている土地の所有者が変わった場合にも、下水道課への届出が必要です。

お問い合わせは 下記までご連絡ください

境港市役所建設部下水道課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

排水設備工事・融資・公共下水道使用料・受益者負担金についてのお問い合わせは



普 及 係 (0859-47-1118)

実施中の工事、工事の計画、公共汚水ます、下水道管についてのお問い合わせは



計 画 整 備 係 (0859-47-1117)

処理場・ポンプ場についてのお問い合わせは



〒684-0055 境港市佐斐神町545番地
下水道センター (0859-45-5661)